

「確認申請書」様式の改正について（お知らせ）

■ 令和8年4月1日付で「確認申請書」の様式が改正されます。

※令和8年4月1日以降に「確認申請書」（事前審査）を提出される場合は、
改正後の申請書を提出してください。

当センターホームページに掲載されている「申請書」**(Ver17)**を使用してください。

■ 主な改正内容

経過措置期限の終了による書式の改正

・ 確認申請書（第三面）の2

【第18欄 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】

を削除する。

・ 建築計画概要書（第二面）の2

【第20欄 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】

を削除する。